

第3章 史跡の概要及び現状と課題

第1節 史跡指定地の状況

(1) 史跡の指定

本史跡は、昭和28（1953）年3月31日に国の史跡に指定された。史跡の指定状況は以下のとおりである。

名称	能島城跡（のしまじょうあと）
告示番号	昭和28年文部省告示第11号
指定年月日	昭和28（1953）年3月31日
指定種類	史跡
指定基準	二．都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定地域	今治市宮窪町宮窪 6571、6572、6573、6574、6575 番地の各地先朔望満潮線より40m以内の海面及び岩礁並びに 6571 番地先朔望満潮線より 55m以内の海面及び岩礁
指定面積	17,829 m ² （能島：15,045 m ² 鯛崎島：2,784 m ² ）
所有者	今治市宮窪町宮窪 6571 番地 馬越紋造（住所：表示登記がされていないため住所が設定されていない） 陸之側組（同）、向側組（同）、中村側組（同） 今治市宮窪町宮窪 6572、6573、6574、6575 番地 今治市（住所：愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1）
管理団体	名称 宮窪町（平成17年1月17日以降は今治市） 指定年月日 昭和33年2月6日
指定説明文	<p>芸予海峡に属する荒神瀬戸にあって、南北朝時代村上義弘がこれに拠ったと伝えられ、以後累代の居城であると共に伊予水軍の根拠地となった。</p> <p>海峡の咽喉を扼する位置にある能島の頂上を削平して本丸となし、約三間下方の東、西、南の三面を廻って二の丸がある。北東に突出している出丸は矢櫃と称せられ、海峡を隔てて鶴島に対し、更に南方鯛崎島と相対する処に目一つの鼻と称する出丸がある。三の丸は二の丸の西に接して鍵形の平坦地をなし、その北東に小入江があって船舶の集合に適し、附近を鶴瀬という。能島の南稍々西に狭い海峡を隔てて鯛崎島があり、その頂上は削平されていて、出丸として使用されていた。</p> <p>能島の南部海岸の岩礁上に多数の円柱穴の跡があり、直径約六、七寸のものが多く、稀に約三尺に達するものもあり、深さは著しくない。西岸約三十六間、東岸約三十五間の間に約五六尺の間隔で数列をなしていて棧橋等工作物の跡と認められる。この外小規模のものは北部海岸に二箇所、矢櫃の海岸に一箇所、北東岸に二箇所、更に西岸の平地の砂浜にも本柱根基の埋没しているものが少なくない。これらは何れも棧橋の遺構と認められる。</p> <p>鯛崎島の西岸の岩礁上約五十六間にわたる間に円柱穴の列があって、棧橋の跡と認められ、別に南東の岩礁上にも棧橋の跡がある。北東岸能島に対する岩礁上にも同様の柱穴があって、能島と連絡する構造物があったと認められる。</p> <p>このように本城跡は特殊な構造がよく遺存しているばかりでなく、史上重要な瀬戸内海水軍の拠地として夙に著名であり、学術上価値ある遺跡である。</p>

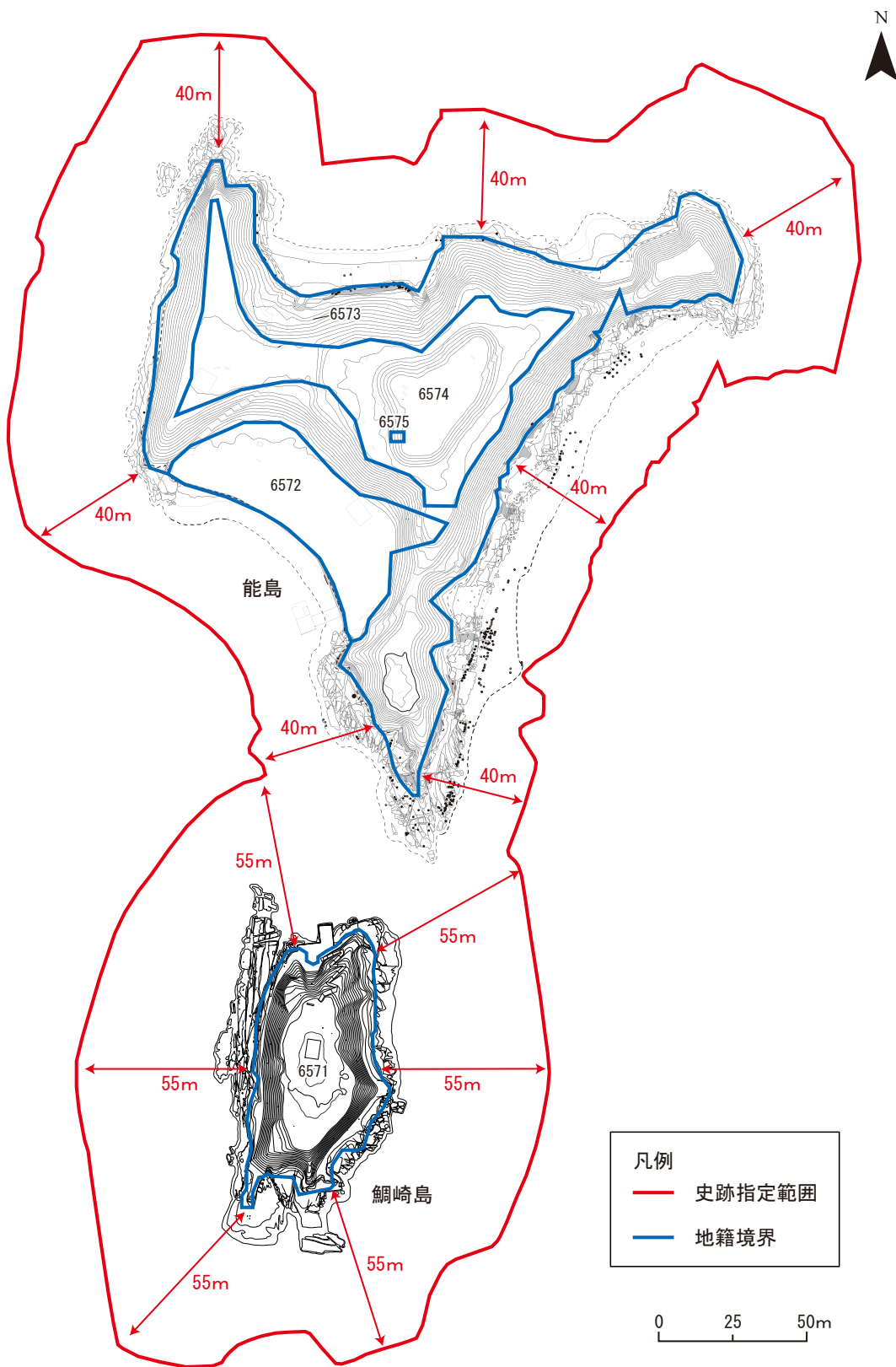


图 15 : 史跡指定範圍图

第2節 史跡の概要

(1) 縄張りと構造

能島

能島は島全体を大きく三段に削平しており、主郭にあたる頂部の郭Ⅰ（標高約25m）、それを取り巻く帯郭の形態を呈する郭Ⅱ、西側に接する郭Ⅲが展開する。また、南側、北東に張り出した尾根にもそれぞれ小規模な郭が形成される。それぞれ郭Ⅳ、郭Ⅴとし、一般的に出郭と評価される。このうち郭Ⅴは、「矢櫃」と呼ばれ、矢を納める櫃ということから弓の稽古場或いは武器庫という伝承がある。さらに、能島南西側には、広い平坦面が形成され、これを南部平坦地と呼び、能島でもっとも下段に位置する郭と考えている。また、属島の鯛崎島の頂部も広い平坦面であることから、郭Ⅵとしている。主な郭は以上であるが、斜面部にも小規模な平坦面が多く形成されている。たとえば郭Ⅱから郭Ⅳへの尾根筋、郭Ⅲの南部平坦地側、船だまりの斜面上である。

現況地形を見る限り、能島城の防御施設は、切岸の機能を果たしたとも考えられる急峻な崖を除いて明確ではない。海岸に面した切岸状の急峻な崖は、人工的か自然地形かの判断は困難であるが、能島周囲を巡る。ただし、切岸の上端、つまり郭の縁辺に土塁が形成されていた明確な形跡は見られない。また、尾根筋を遮断する堀切や、崖面の堅堀も現況では確認できない。

海岸部の船だまりは能島北側の小さな入江で、広い砂浜を形成し周囲の潮流も穏やかかつ船折瀬戸を通過する東西最短の航路に面していることから、能島城の主要な船着場としての機能が想定される。また、東部海岸は、能島で最も長い海岸線を有し、瀬戸に接する北側と南側には磯があり時に激しい潮の流れとなるが、中央部は比較的穏やかである。南西側の南部平坦地に接する海岸は、現在の船着場が設置されているものの、実は干満による潮流の影響が顕著であり、潮止まりとその前後以外の船舶の接岸、停泊は容易ではない。したがって、船の発着や停泊に適した海岸は、船だまりと東部海岸の中央付近となる。

海岸部から郭への城内通路は、比較的勾配が緩やかで、階段状に平坦面が形成される船だまり西側斜面、そして、南部平坦地から郭Ⅲ・郭Ⅳ、東部海岸から郭Ⅳ北側の尾根の少なくとも4ルートが現況の地形からは想定される。それらは現在の園路と同じであるが、仮に現路と往時の城内通路が重なると仮定した場合、虎口構造は単純で、これについても明確な防御性は看取できない。

このように、能島には、郭Ⅰ～Ⅲ、出郭とされる郭Ⅳ・Ⅴ、そして南部平坦地が展開し、それぞれの郭を繋ぐ斜面と、海と郭を繋ぐ斜面は、切岸と考えられる急峻な崖となり、防御性を備えていると考えられる。しかし、切岸を除けば、土塁、堀切、堅堀といった山城に顕著な防御施設は確認できず、また、複雑な虎口構造も見られないなど、総じて簡素な縄張り構造であり、城自体の防御性は低いと考えられる。

なお、詳しくは後述するが、現在に残る縄張りの成立時期については16世紀中葉と考えられる。

鯛崎島

鯛崎島には楕円形状の郭Ⅵ（鯛崎出丸）が形成されており（標高約18m）、頂部に弁才天を祀る祠がある。木造弁才天坐像（今治市指定文化財）は、江戸時代の可能性があるもので、祠は昭和11（1936）年に建築し、現在のものは平成10（1998）年の再建である。木造弁才天坐像が鯛崎島に祀られた由来が明らかではないが、後世の文化財であるため能島城との関連は低いと考えら

れる。また、郭Ⅵ北端には室町時代とされる五輪塔の部材が4基あるが、これらは調査が行われていないため、年代特定には至っていない。ただし、鵜島から搬入されたという古老の証言があり、さらにのちの調査で郭Ⅵに墓地等の供養の対象となる遺構も検出されていないことから、能島城との関連は低いと考えられる。

鯛崎島の周囲には切岸及び天然の崖が巡る。その他に土塁、堀切、柵などの防御施設は見られない。鯛崎海岸の南側、西側には岩礁ピットが多く見られるが、いずれも構造は脆弱であり、列状の配置は看取できない。海岸南端には海上安全の石製地蔵が祀られるが、現在のものは平成2（1990）年頃に設置されたものである。それ以前の地蔵が台風被害により海中に沈下しているという証言もあるが、初代地蔵の年代も明らかではなく、現状では能島城との関連は不明である。

自然の防備性

簡素な縄張りである点を根拠として能島城の防御性を低いと評価するのは陸の視点であるとし、縄張図には現れない防御施設の存在を強調した見解がある。すなわち、「海面が堀となり、潮流が土塁」であり、それらを防御施設として活用できる海面上が戦場になるという見方である〔山内1994〕。確かに最大10ノット（時速約18km）にもなる大潮の最強時には高い防御性を発揮したことは疑いようがない。

しかし、これを逆に不安定な防御性とする見方もある〔日和佐2002〕。つまり大潮であっても一日4回、約6時間の周期で潮止まりがあり、大潮満潮時にはむしろ上陸や物資の荷揚げが容易となる。また、小潮時には最大1.4ノット（時速約2km）の時もあり、常時高い防御性を発揮しているわけではない。条件に左右される不安定な防御性であると評価できる。

とはいえ、主戦場は海であり、船による防御ラインの構築がなされていたと考え、言うまでもなく周囲の海は能島城の縄張りの一部として捉えることもできよう。

（2）発掘調査成果から見る能島城の利用形態の変遷

能島城1期（15世紀前半以前）

全3段階に分けられる南部平坦地の盛土整地1段階が完成した時期である。このことを積極的に評価すると、能島で郭の形成が本格的に開始された時期と推測される。能島村上氏による「能島」の利用開始は、出土遺物とその後の連続性を持って安定的に出土する14世紀中頃から後半と考えるおきたいが、この時点が「築城」時期となるかどうかは定かではない。文献上の能島村上氏の明確な初見は貞和5（1349）年であるため、発掘調査の成果とも概ね合致する。15世紀前半までには築城が開始され、貿易陶磁器や備前焼の搬入が増加し、利用の本格化が見られる。なお鯛崎島は、この時期の備前焼播鉢などが出土しているため利用は確認できるが、検出された遺構は後述する3期以降と考えられるため、当該期の利用形態は不明である。

能島城2期（15世紀中頃～後半）

郭Ⅱ西区で確認された盛土整地は、遅くとも15世紀後半には完成した。その面を利用して掘立柱建物が建築され、地鎮め遺構も確認される。15世紀後半と考えられる地鎮め遺構は、郭Ⅰでも確認され、基礎となる郭配置が構築されていた。加えて、備前焼甕、壺、播鉢、青磁碗、腰折れ皿、白磁皿、土師質土器鍋などの15世紀代の遺物が多く出土することから、明確な郭の形成と活

発な利用が確認される時期と考えられる。この頃の能島村上氏は、小早川氏一族の小泉氏らとともに弓削島の荘園を「押領」するなど（「東寺百合文書」、芸予諸島で盛んに活動している時期と考えられるが、能島城に関連した記述が見られる一次史料は皆無である。

能島城 3 期（15 世紀末～16 世紀前半頃）

16 世紀前半には南部平坦地の盛土整地 2 段階が完成し、船だまりや東部海岸から郭Ⅱ南下への城内通路、郭Ⅰの突出部など、各地で盛土整地による城の改修や平坦面の拡大が行われる。各郭で検出された掘立柱建物は 3 期以降の建築・廃絶が顕著であり、遺構からみた盛期と言える。

郭Ⅰは土師質土器皿が出土土器・陶磁器の大半を占め、生活容器が少ないことから儀礼や饗宴の場として利用された。郭Ⅱは東、西、南の各平坦面で掘立柱建物が存在し、その建替えも行われている。

郭Ⅱはおもに居住空間として利用されるが、郭Ⅱ西区では貿易陶磁器の出土量が突出し、奢侈品も多く出土するのに対し、南区では貿易陶磁器の出土量が西区の約 1 割にとどまるなど明確な階層差が看取される。能島村上氏の有力な武将が居住・滞在したとすれば、この西区であったと推定される。郭Ⅱ、郭Ⅲでは掘立柱建物には水溜めと考えられる大型方形土坑が付設されていたと考えられる。

西区直下の郭Ⅲ南区の庇付礎石建物もこの時期と考えられ、郭Ⅱ西区とともに能島城の中核域であったと推測できる。礎石建物は「倉」と考えており、船だまりや南部平坦地で荷下ろしされた物資が、ここに集積された可能性がある。また郭Ⅲ北西部では鍛冶場が営まれ、鉄釘あるいは鉄鏃など生産や補修を中心とした小鍛冶が行われていた。その他、生活容器類の出土状況からも当該期が能島城の盛期とみて差しつかえはない。

能島城 4 期（16 世紀中頃～後半）

南部平坦地の盛土整地の最終 3 段階が終わり、現在まで残る郭の最終形態が完成した時期であるが、この 16 世紀中葉を画期として、貿易陶磁器が急激な減少に転じる。16 世紀後半の中国陶磁器も少量ながらも出土が確認できるため、城の利用が継続されていることは明らかだが、例えば前段階に多く搬入されていた朝鮮陶磁が確認できないなど、その様相に変化が見られる。16 世紀中葉を画期として能島城の利用形態や、流通の構造が変化した可能性を示唆していると言えよう。

郭Ⅰ、郭Ⅱ南、郭Ⅲ北西、鯛崎島郭Ⅵで検出された 2 間×2 間の総柱建物跡は、埋土の出土遺物の下限から 16 世紀前葉以降の廃絶と考えられ、その類例が示す時期は 16 世紀後半が中心である。城内での生活感が薄まった 4 期の遺構として捉えるならば、高層の櫓である井楼と考えることもでき、そうであるならば、郭Ⅰ例は宮ノ窪瀬戸の西側、郭Ⅲ例は伯方島と鶴島の間にある船折瀬戸、郭Ⅵ例は燧灘方面の遠望監視、あるいは戦時において切岸や敵船を見下ろす役割があったと想定できる。

また能島と遺物の様相が異なるのは、鯛崎島郭Ⅵである。16 世紀中葉の様相を示す中国陶磁器の出土が目立ち、見近島や湯築城 2 段階のあり方〔柴田 2001〕と類似している。鯛崎島ではこの時期まで盛期が継続した可能性がある。その背景として、軍事的緊張の高まりによる燧灘方面の監視の強化などが想定され、鯛崎島の利用が活発化した可能性がある。武器・武具類の出土数が郭Ⅲ南区と並んで他の郭よりも目立つことも無関係ではないだろう。

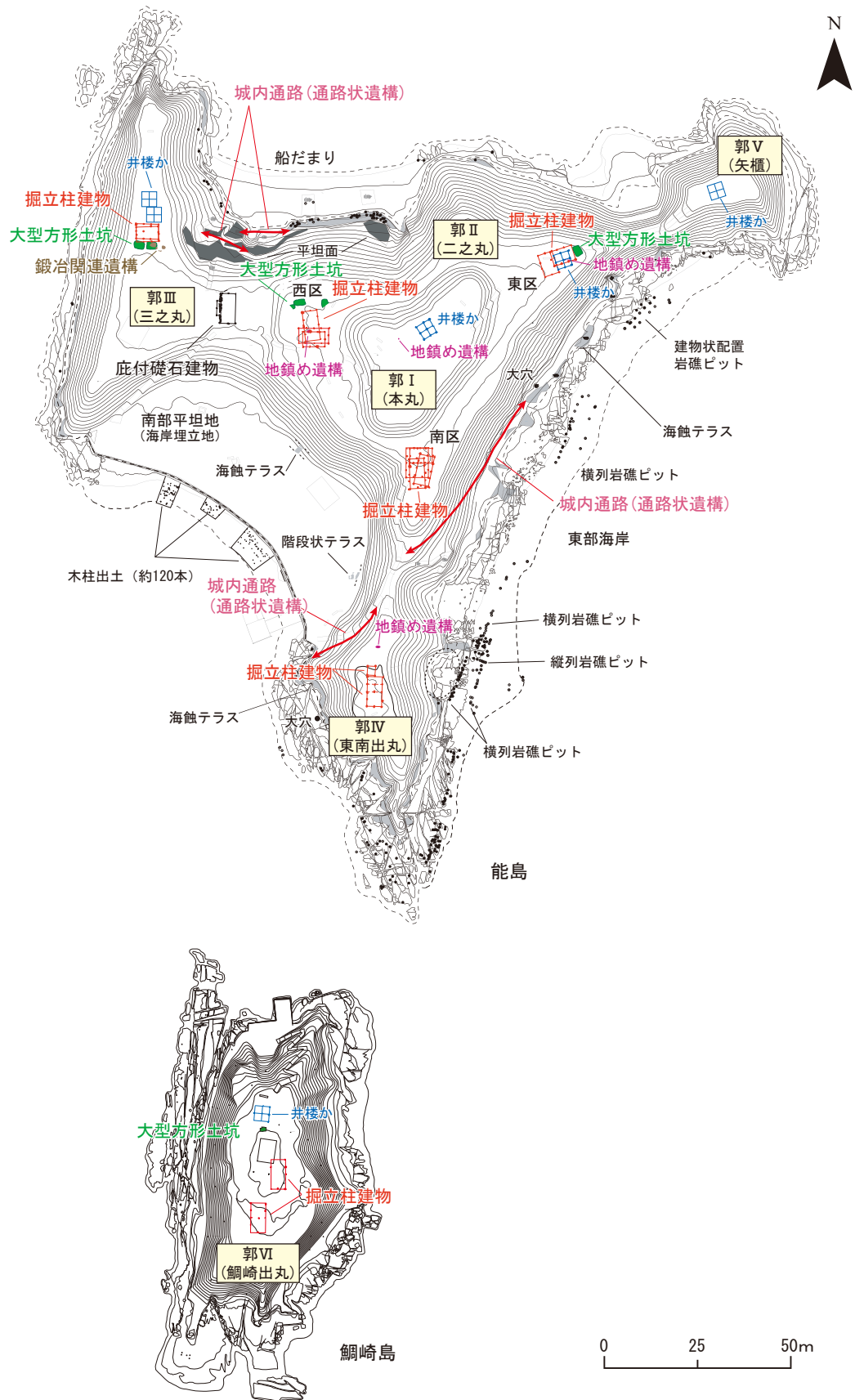


図 16 : 遺構分布図

第3節 史跡の本質的価値と構成要素

(1) 史跡の本質的価値

保存活用計画にて整理した、文化財指定に係る経緯、それに伴う調査、また史跡指定以降に実施された発掘調査、文献等資料調査などの研究成果を踏まえ、本史跡の本質的価値を以下のように整理した。

①小島全体を城郭化した希有な構造

能島城は、瀬戸内海を支配した海賊衆、能島村上氏の城郭であり、14世紀中頃から後半以降に築城され、16世紀末頃まで機能した「海城」である。能島城の最大の特徴は、小島全体を城郭化したその構造の特殊性にあり、能島城の他にも岡島城、大可島城、甘崎城、九十九島城、務司城、中途城、来島城、怪島城、鹿島城など芸予諸島及びその周辺に類例が集中しているが、最も保存状態が良好でその価値が容易に把握できる存在が能島城であり、唯一の国指定史跡となっている。

②開放的な縄張りとは海岸整備

能島城の特徴として、切岸と思われる急峻な海蝕崖を除き、土塁・堀切・虎口・郭を囲む柵などの防御施設の痕跡がみられないことと、芸予諸島の海辺の中世城郭などに特徴的な岩礁ピットや海蝕テラスを設け、船の発着の利便性を高めており、海に対して開放的な構造であることが挙げられる。船だまりは対外的な玄関口、東部海岸は船置場やメンテナンスの場所、南部平坦地は荷揚場等の多目的なヤードとして利用されたと考えられる。

③居住空間としての城

かつては、軍事施設としての出城や見張り場として評価され、その居住性の低さが想定されてきたが、発掘調査により、何度も建て替えられた掘立柱建物跡や、貯蔵・煮炊・調理・食膳用の土器・陶磁器など居住に伴う容器類が質・量ともに豊富に出土し、恒久的な生活の場であったことが証明された。その中には高級で珍しい中国陶磁器も多く含まれ、物資流通に深く関与した海賊衆の姿を垣間見ることができる。また、生活とともに漁網に使用した土錘が大量に出土し、能島城が海賊の生業とも密接に関係していることが示された。

能島城の最終段階である16世紀中頃から後半には物量は減少するが、継続的な利用は認められることから、対岸（水場）などへの拠点の分散化が想定される。

④存続期間の長さとは利用形態の変遷

能島城が存続した14世紀中頃以降から1587年頃の間、能島村上氏を取り巻く政治的情勢や当主の交代、流通をめぐる構造の変化、上乘りなどの生業の活発化による海上交通の掌握の必要性など、様々な要因を背景として能島城の役割が変化すると推測され、盛土整地による郭の拡大や遺物量の増減、16世紀中頃の鯛崎島の利用の活発化はこれらの事情を反映したものと考えられる。

かつては、軍事拠点としての役割のみが強調されてきたが、近年の研究により、平時の海上活動の拠点としての役割が重要であり、その活動に従事した海賊の生活の場であったことが明らかになってきた。また、こうした背景のほかに、瀬戸内海航路に海賊の「ナワバリ」を形成し、それを主張するために城が存在したということが考えられる。瀬戸内海の家賊の生業は、物資流通へ

の深い関与とともに自らの海域を通過する船から通行料を徴収することであったが、それは航行しようとする海域が、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場、いわば「ナワバリ」であったからで^{註)}、その「象徴」としての普遍的な存在が能島城であった。

註) 山内譲氏は、著書『海賊の日本史』（講談社現代新書、2018年）の中で、海賊たちが長い間に作り上げた生活の場を「ナワバリ」と表現している。本文における「ナワバリ」は「支配海域」と読み替えることもできる。

①から④の内容を踏まえて、能島城跡の本質的価値を次のとおりまとめ、明確化する。

【能島城跡の本質的価値】



(2) 史跡の構成要素

保存活用計画にて、史跡の本質的価値を踏まえた現状の本史跡に分布する諸要素を以下のように分類した。

		項目	概要	
計画対象範囲	史跡指定地内	【A】本質的価値を構成する諸要素	本史跡の本質的価値となる要素である。 郭、岩礁ピット、海蝕テラス、地下遺構等が該当する。	
		【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素		
		【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素	本史跡の保存・活用のために整備された諸施設である。サインやベンチ、園路、四阿、便所等の各種便益施設が該当する。	
		【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	本史跡に直接関係しない要素や保存・活用上、影響を及ぼす要素で除却・移転・保全等を検討すべきものである。石造物、サクラが該当する。	
	【B-3】その他の諸要素	能島城廃城後の歴史や地域の伝承に関する諸要素である。祠や木造弁才天坐像、地蔵が該当する。		
		史跡指定地外の周辺環境を構成する要素		
		【C】史跡の理解に有効な諸要素	史跡指定地外であるが、本史跡を理解するうえで有効な要素である。村上海賊ミュージアム等が該当する。	

史跡指定地内の構成要素

要素の分類	地区	要素	
【A】本質的価値を構成する諸要素	能島	郭（地下遺構を含む）、 切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）、 石積、木柱、船だまり、海蝕テラス、 岩礁及び岩礁ピット	
	鯛崎島	郭（地下遺構を含む）、 切岸及び天然の崖（通路状遺構を含む）、 岩礁及び岩礁ピット	
【B】本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素			
【B-1】史跡の保存活用に有効な諸要素	能島	保存施設	消波捨石、石塁
		公開活用施設	接岸施設、史跡指定碑、標柱、 解説サイン、園路、便所、四阿、 ベンチ
鯛崎島			接岸施設、石碑、園路
【B-2】史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	鯛崎島	歴史的構造物	石造物
	能島及び鯛崎島	植生	サクラ
【B-3】その他の諸要素	鯛崎島	歴史的構造物	祠、木造弁才天坐像、地蔵

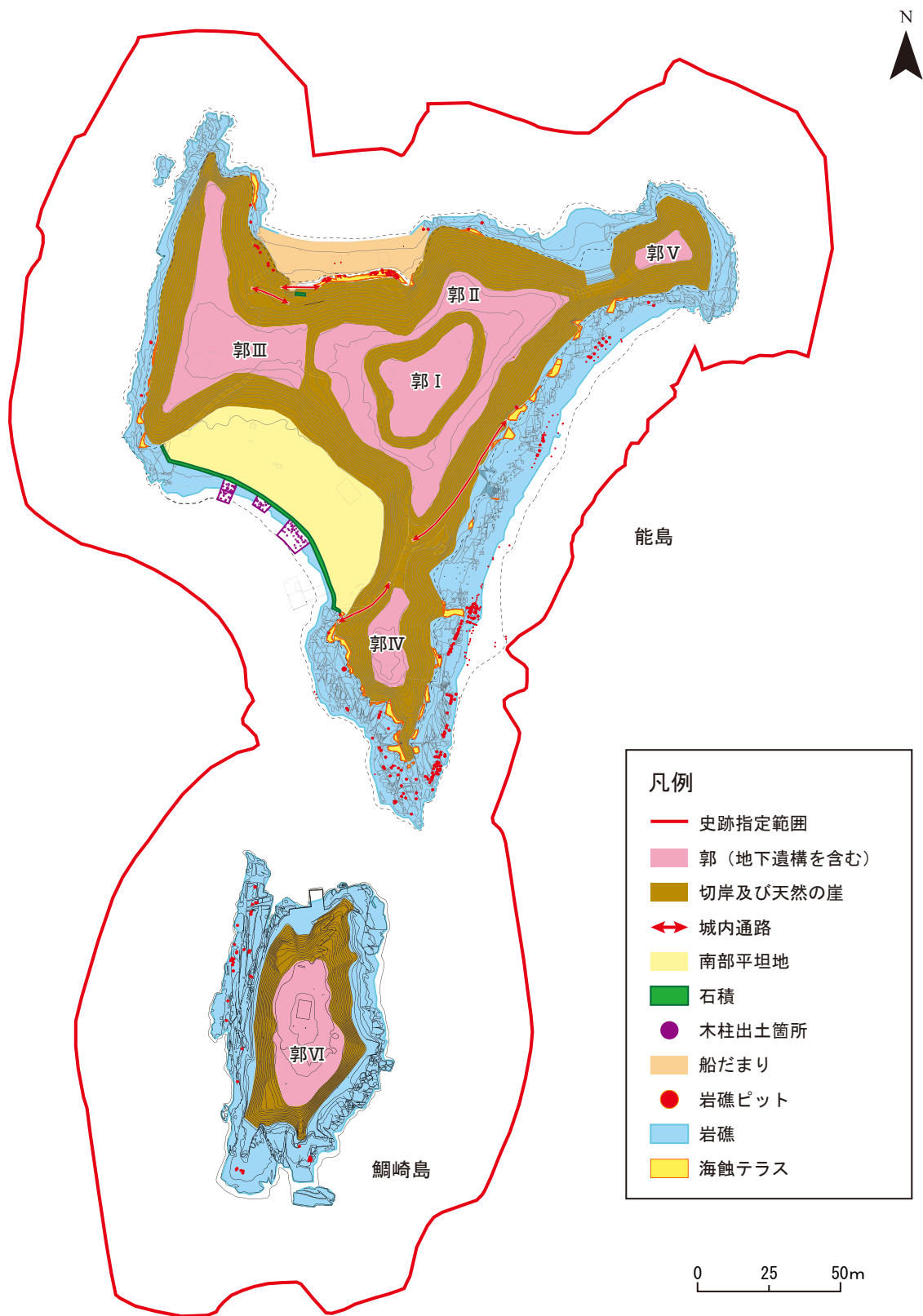


図 17：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素）

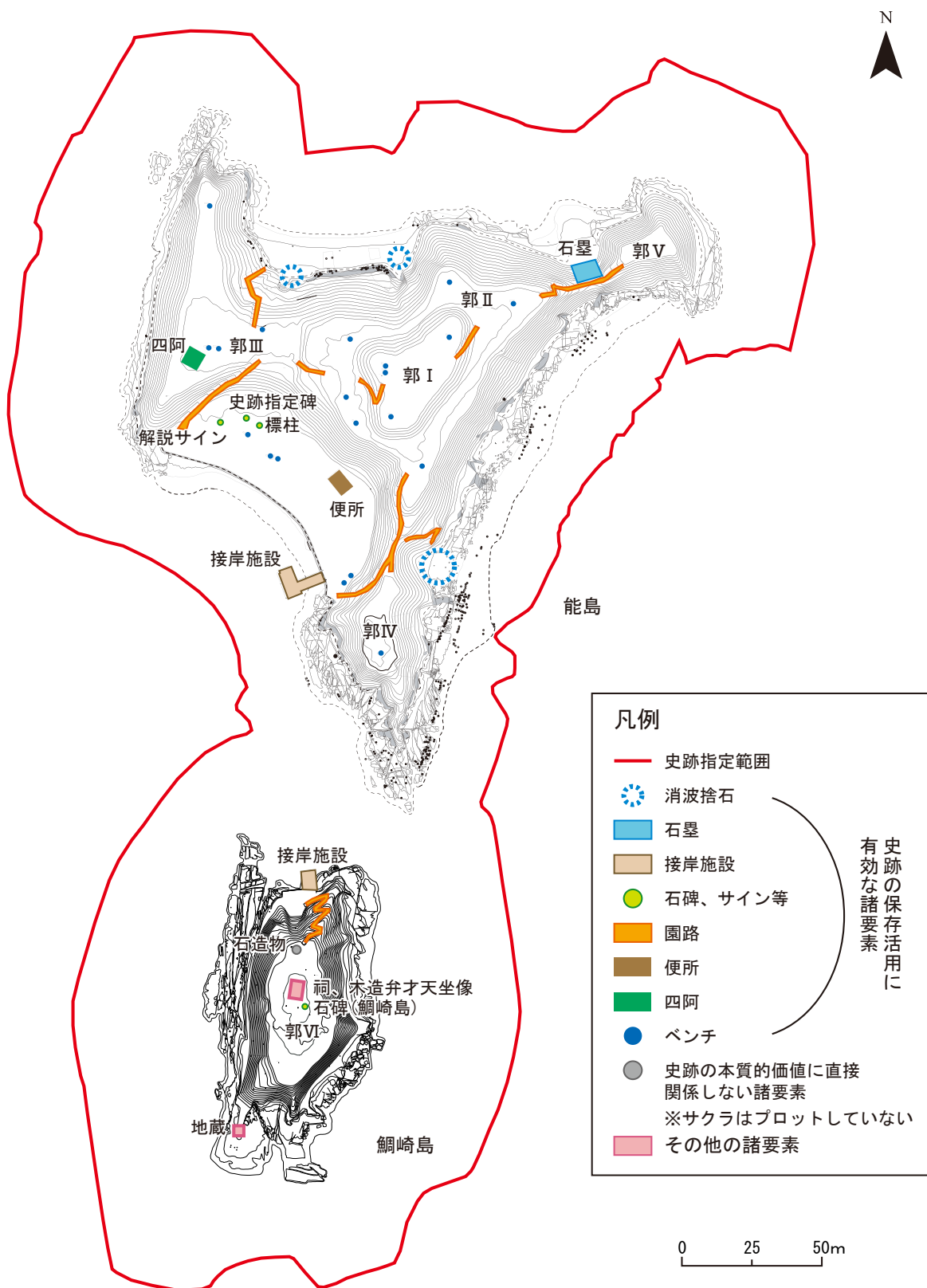


図 18：構成要素分布図（本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素）

第4節 整備・活用の履歴

(1) 保存と整備の経過

本史跡は、昭和28(1953)年に国指定史跡となり、昭和48(1973)年には愛媛県から『水軍文化の里』に選定され、県の補助による「文化の里整備事業」を実施した。この事業により、本史跡の環境整備のみならず関連文化財の分布調査も実施した。

平成2(1990)～4(1992)年度には、棧橋・四阿・便所・園路・ベンチ等を整備した。このような国・県の補助を受けて行政が行う事業以外にも、地域住民による草刈りや清掃、村上海賊の歴史文化を活かしたまちづくりなど、さまざまな取り組みが実施されてきた。

平成13(2001)年からは、本史跡の保存活用を目的とした「史跡能島城跡保存整備事業」が開始された。波浪などの影響によって、近年急激に島の崩壊や棧橋の欠損が進行し、早急な整備の必要が生じたことが事業開始の背景にあるが、「史跡能島城跡保存活用基本構想」を策定して、長期計画のもと本史跡の保存と活用を図ることとなった。

また本史跡は、これまで本格的な発掘調査は行われていなかったため、遺構の現状や城の機能など、適切な活用をするために必要な情報が乏しかった。そこで、整備に伴う調査を通じて本史跡の考古学的研究を進めていくことも本事業の目的の一つとして位置づけた。その成果の概要については本節にて述べたとおりである。これまでの史跡整備の履歴は表1のとおりである。

表1：史跡整備履歴表

時期	史跡整備等の内容
昭和28年	○国史跡指定(3月31日)
昭和48～49年	○環境整備、看板の設置 ○海岸の石垣修理
昭和51年	○ゴミ箱、ベンチの設置
昭和52年	○歩道(園路)の整備 ○便所・案内板の設置
平成2年	○接岸施設整備工事
平成3年	○厠(便所)・石塁整備工事 ○床几(ベンチ)の設置 ○除間伐・植栽
平成4年	○見張場(四阿)・石塁・登城路(園路)整備工事
平成10年	○鯛崎島弁才天祠の再建
平成11年	○鯛崎島埠頭(接岸)敷設 ○鯛崎島登道(園路)整備
平成13年	○能島接岸施設改修工事
平成14年	○鯛崎島登城路(園路)整備工事(弁才天祠参拝者の安全確保等) ○雑木の伐採
平成15年	○史跡能島城跡保存活用基本構想策定 ○雑木の伐採(船だまり)
平成17年	○船だまり整備工事実施設計 ○雑木の伐採(船だまり)
平成18年	○船だまり整備工事(平成19年へ繰越) ○東部海岸整備工事実施設計(平成19年へ繰越)
平成20年	○東部海岸整備工事 ○史跡能島城跡整備基本計画策定業務委託
平成25年	○雑木等伐採委託業務
平成26年	○雑木等伐採委託業務
平成27年	○雑木等伐採委託業務
平成28年	○雑木等伐採委託業務
平成29年	○雑木等伐採委託業務
平成30年	○雑木伐採等委託業務

(2) 保存整備

i) 昭和48(1973)～49(1974)年の復旧工事について

昭和48(1973)～49(1974)年に能島の南部平坦地にある石積の復旧工事を行った。



昭和48～49年の南部平坦地の石積復旧工事後

ii) 平成18(2006)～20(2008)年の整備工事について

能島、鯛崎島で最も斜面災害が著しい場所は能島北側の船だまりであった。そこで平成17(2005)年度に発掘調査を行い、平成18・19(2006・2007)年にかけて斜面及び海岸部の整備工事を行っている。船だまりに次いで斜面の崩落や海岸浸食が著しく、またその危険性が高いと判断されたのが東部海岸であった。平成18・19(2006・2007)年度にかけて発掘調査及び実施設計を行い、平成20(2008)年に工事を実施した。船だまりと同様に斜面保護や浸食部分への消波石積工を行い、東部海岸では既存園路の改修を行った。

海岸部については、南部平坦地を除き、緊急的な整備を実施した。その後、雨水流出や樹木が遺構に及ぼす影響が危惧されている郭の整備に伴う発掘調査を順次実施し、平成27(2015)年度に予定していた調査を終えた。



平成20年度整備東部海岸園路改修後



消波捨石(東部海岸)



消波捨石(船だまり)

iii) 継続的な樹木の伐採について

本史跡では、樹木の根が遺構や遺物に影響を与えている。影響の度合いについて調査を行った結果、昭和の時代に植樹されたソメイヨシノの根が岩盤上を這い、浅い土坑に納められていた土師質土器皿28点や銭貨82点の上や折り重なる中を伸長し、それらを破壊していることが判明した。その他の部分でも、根が柔らかい柱穴の埋土や、脆い岩盤の亀裂に入り込み、遺構を破壊していることや、斜面を覆いつくしたクヌギの根が、表土と岩盤の間や岩盤の亀裂に入り込み、斜面崩落を招いているのと同時に、台風時に岩盤を抱いたまま倒れ、遺跡を大きく破壊する危険性を示唆した。

そこで、斜面のクヌギなどの高木については、専門家の指導に従い、平成 25（2013）年から計画的に伐採を行い、現在は郭の段が外部から視認できる状態に管理されている。一方、ソメイヨシノについては、現地説明会やシンポジウム、住民説明会を実施し、伐採や一部への集約などの対策を協議している。



サクラの根による遺構の破壊



岩礁への樹根の浸食状況

iv) 近年の豪雨による被災について

平成30年7月豪雨の総雨量は426mm、24時間最大275.5mm、最大時間雨量は28.5mmであり、その数字が示すとおり、これまで経験したことのない激しい豪雨であった。本史跡では4か所6地点で斜面崩落が確認された。

最も広範囲に被災したのは、能島北部の船だまりに面した斜面である。上部はオーバーハング地形になり、中位では、表土が流出し、地山が露出した。斜面の通路状遺構の土留となる中世段階の石積は、その一部が崩落、あるいは土砂で覆われた。郭Ⅰ（本丸）西側の園路付近も崩落し、郭Ⅰへの登城が困難な状態となった。郭Ⅰ西側も盛土によって郭が成形されており、その一部が崩落している。崩落部から流出した土砂は、南部平坦地に面した斜面にまで及んでいるが、遺物が多く含まれており、後日、その採集を行った。南部平坦地に面した郭Ⅲ下の斜面も表土が崩落したことで、園路に堆積し、通行不可となった。鯛崎島北側斜面では、表土とともに地山が大きく崩落し、岩盤面が露出していた。園路の一部も崩落しており、鯛崎出丸への登城が不可能な状態であった。また、同年には平成30年7月豪雨のほかに、台風24号による法面の崩落等も確認されている。

また、令和2年7月豪雨では、総雨量が128mm、24時間最大が83.5mm、最大時間雨量が23.5mmとなり、平成30年7月豪雨と比べると雨量は少なかったが、本史跡内で6か所の斜面崩落が確認された。

被災状況が大きかったのは、南部平坦地に面した斜面である。南部平坦地北側では、斜面全体の表土が広範囲に流出し、地山が大きく露出した。郭Ⅲへ上がるための園路が土砂で覆われ、登るのが困難な状態となった。南部平坦地東側でも、部分的に上部から表土が流出し、地山が露出した。郭Ⅰ（本丸）南西側や、能島北部の船だまりに面した斜面の上部、鯛崎島西側の斜面も、表土が流出し、地山が露出したが、郭Ⅲ北側では、表土とともに地山も大きく崩落し、岩盤面が露出している状態となっている。

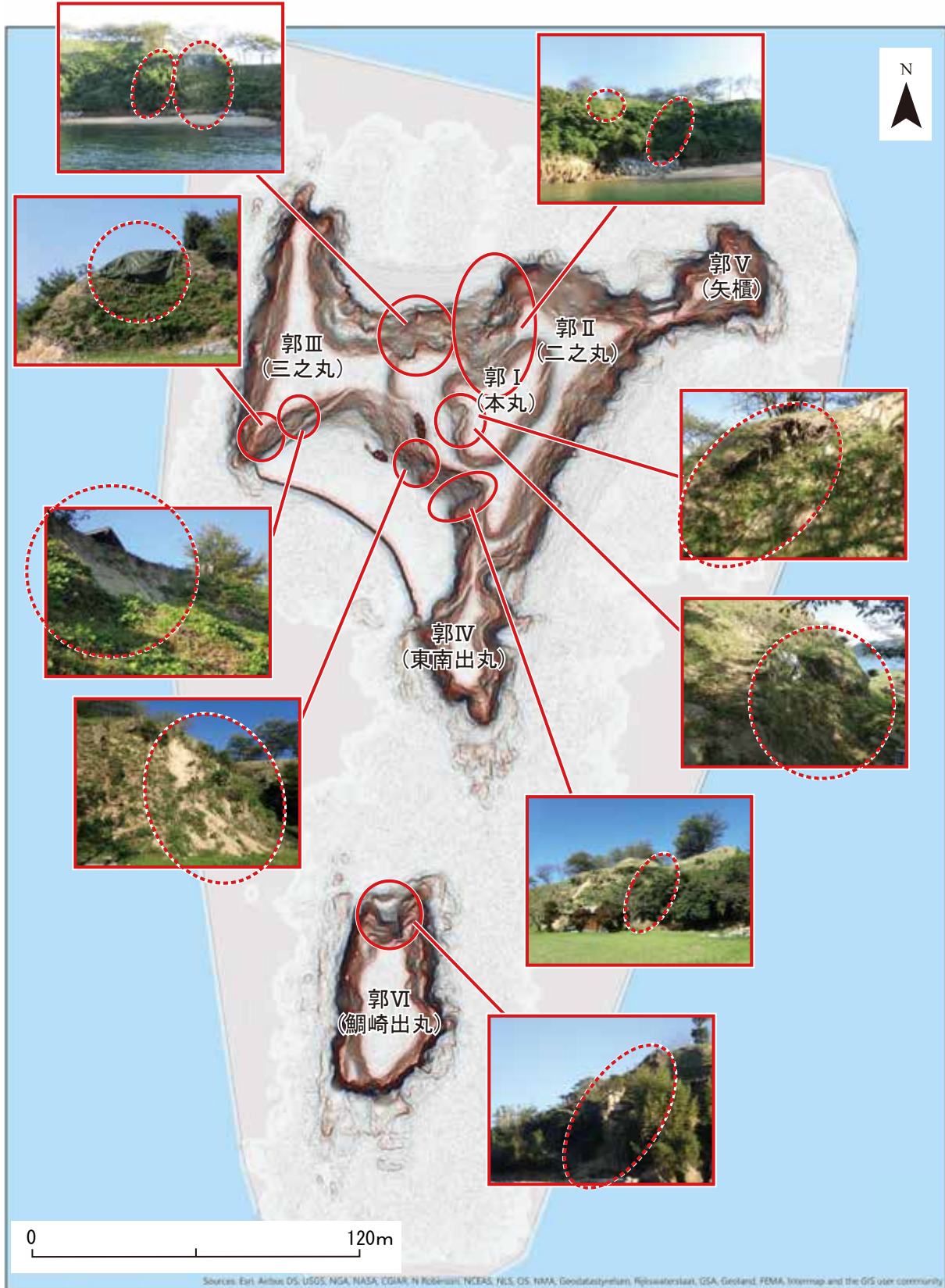


図 19 : 平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年台風 24 号による法面崩落の分布

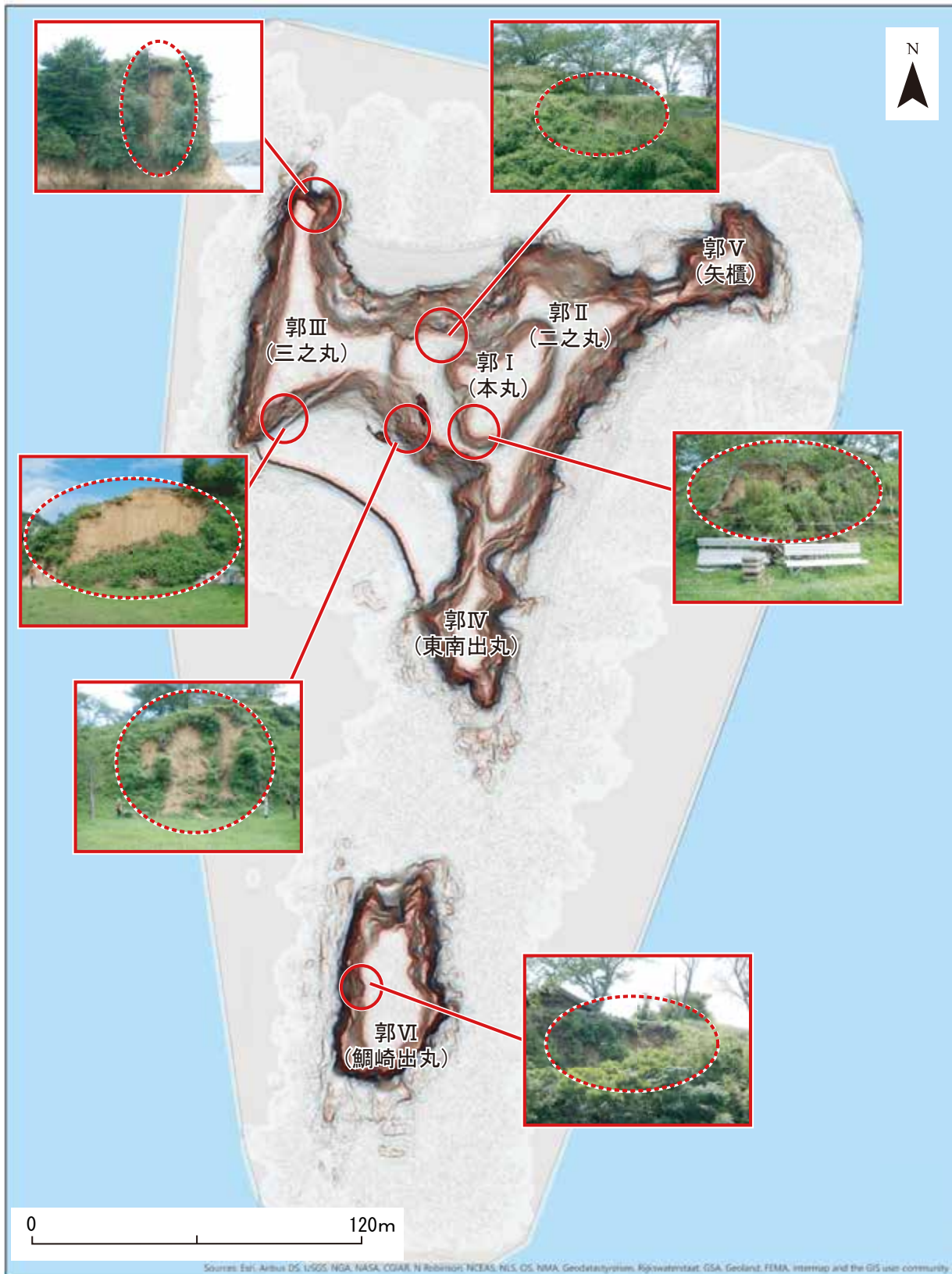


図 20 : 令和 2 年 7 月豪雨による法面崩落の分布

v) サクラの取り扱いについて

本史跡は、瀬戸内海国立公園特別地域内に位置しており、国立公園の所管庁である環境省と協議を行う必要性があった。そのため、令和2（2020）年7月に、松山自然保護官事務所及び高松自然保護官事務所と協議を行った。その際、「瀬戸内海国立公園（愛媛県地域）管理計画書」（平成22（2010）年度策定）に、概況として「能島は、国の史跡に指定されている村上水軍の城跡があるほか、昭和6年に植えられた約2,000本のソメイヨシノの名所となっている。」とあり、その保全戦略として「能島のソメイヨシノは樹勢が衰えているため、史跡にも配慮しながらその保全に努める。」と記載があるため、現時点ではサクラをすべて伐採することは難しいとの見解であった。しかし、本史跡の事情を鑑みて、次期改訂時に記載内容の変更を検討予定としているため、今後、本計画等の進捗状況を環境省に報告していき、引き続き協議・調整を行う。



昭和10年頃の能島城跡（鶴島から撮影）

(3) 活用整備

i) 昭和52（1977）年の整備工事（園路、便所、案内板）について

昭和52（1977）年に、能島の整備工事を行った。郭Ⅰ～郭Ⅱ、郭Ⅱ～郭Ⅲ、南部平坦地～郭Ⅲを結ぶ擬木の階段を計4か所に設置し、南部平坦地には便所を1基設置した。また、南部平坦地～郭Ⅲを結ぶ階段下の法面には、法面保護を目的とした木柵による土留工を行った。

【昭和52（1977）年の整備工事写真】



階段（郭Ⅰ～郭Ⅱ 東側）



階段（郭Ⅰ～郭Ⅱ 西側）



階段（郭Ⅱ～郭Ⅲ）



階段（南部平坦地～郭Ⅲ）



便所



土留工

ii) 平成2 (1990) ~ 4 (1992) 年度整備工事について

平成元 (1989) ~ 4 (1992) 年度にかけて、能島の環境整備事業を行った。平成元 (1989) 年には、能島接岸施設設置業務のための調査として平面測量・深浅測量・土質調査・栈橋設計を行い、測量データに基づいて接岸施設の設計を行い、平成2 (1990) 年度に接岸施設及び栈橋の設置を行った。平成3・4 (1991・1992) 年度には、史跡保存のため雑木の伐開を行い、その他に史跡の公開や散策を容易にするための園路、史跡保護のための石塁、休憩所として便所、四阿、ベンチの整備を行っている。

【平成2 (1990) ~ 4 (1992) 年度の環境整備事業 (写真)】



接岸施設 (能島)



雑木間伐後



石塁 (南部平坦地北側)



石塁 (郭II ~ 郭Vの間)



園路 (南部平坦地 ~ 郭IV)



園路 (郭IV ~ 東部海岸)



園路 (郭II ~ 郭IV)



園路 (郭I ~ 郭II)



園路 (郭II ~ 郭V)



園路 (郭III ~ 船だまり)



便所



ベンチ



四阿

能島の接岸施設については、海水や雨水により施設を覆う木材の腐敗や老朽化が進み、施設の安全面や管理上支障を来したため、平成13（2001）年度に改修工事を実施した。また、鯛崎島の登城路については、路面が土であるため雨水により浸食され、維持管理等に支障をきたす状態であった。そのため、平成14（2002）年度に改良工事を実施した。同年度には、能島の遺構測量調査実施にあたり、各郭と南部平坦地、その周辺の雑木の伐採も行った。

【平成13・14（2001・2002）年度の保存整備事業（写真）】



接岸施設（能島）



園路（鯛崎島）

iii) 現在の活用状況

無人島である本史跡には、現状では定期航路がなく、アクセス方法は、漁協による能島上陸&潮流クルーズや潮流体験に限られている。能島上陸&潮流クルーズでは、村上海賊ミュージアムのボランティアスタッフであるミュージアムパートナーが同行し、解説を行っており、参加者には村上海賊ミュージアムが情報提供を行っている島内散策マップが配布されている。また、潮流体験では、遊覧船内で本史跡に関する解説を放送しているほか、海上を周回して本史跡を間近に眺めることができる。

本史跡の本質的価値を伝える役割を担っているのは、ガイダンス施設である村上海賊ミュージアムである。村上海賊ミュージアムでは、本史跡の出土品や調査成果、村上海賊に関する各種史料を展示している。また、調査研究・資料の収集保管・教育普及活動として出前講座やシンポジウム等も行っており、関連イベントに多数参加している。日本遺産魅力発信推進事業として、日本遺産「村上海賊」の情報発信のため、本史跡を代表とする構成文化財の情報をパンフレット・ホームページ・SNS等で発信をしている。また、出土した土錘を再現する体験学習等の実施や、公民館事業「まちなか探検学習」の補助も村上海賊ミュージアムが行っている。



まちなか探検学習での土錘づくりの様子



能島城跡親子見学会の様子



小学校出前授業の様子

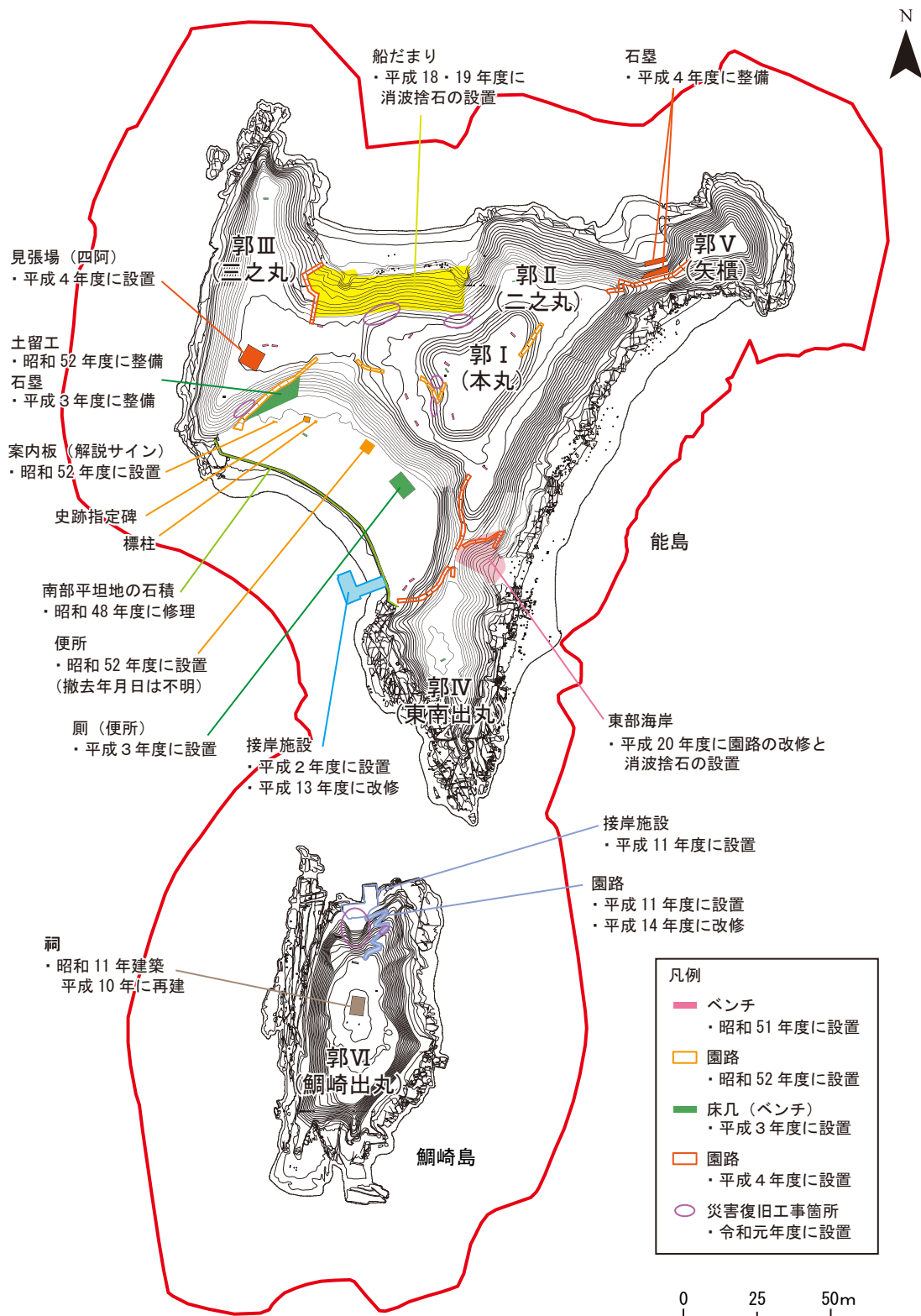


図 21 : 整備履歴平面図

第5節 現状と課題

本節では、前章までの現状及び調査成果を踏まえた課題を、保存のための整備と活用のための整備に分けて記載する。

(1) 保存のための現状と課題

本史跡の保存を脅かす要因には、雨水や植生のほか、潮流・潮汐や航跡波、台風による波浪等がある。このほか、史跡の本質的価値に直接関係のない不要構造物も存在している。

以下に、保存を脅かす要因や不要構造物についての現状と課題を示す。

i) 雨水等による斜面崩落

本史跡の保存を脅かす要因の第一に、雨水による表面浸食・法面（切岸）の崩落が挙げられる。雨水による浸食は、郭の縁辺部の破壊要因であるとともに、切岸及び天然の崖の崩落を招く原因にもなっている。特に切岸である海岸に面した急峻な崖の被害は深刻で、近年頻発する集中豪雨によって大きな被害を受けている。このように雨水対策は、近年の気候変化や集中豪雨等により、更なる本質的価値の崩壊が進行する恐れがあるため、早急な対策が必要である。

今治市は、平成20（2008）年度に雨水排水基本計画を策定し、将来的な遺構の整備とともに雨水排水対策まで行うことを計画していたが、平成30年7月豪雨により、懸念されていた表層破壊や切岸の崩落が現実のものとなった。令和元（2019）年度に復旧工事を開始し、令和2（2020）年3月には完了したが、令和2年7月豪雨により、再び斜面崩落が発生した。



豪雨災害の被害状況

これまで表面浸食及び法面（切岸）の崩落原因は、雨水の排水によるものと考えられてきたが、表層水の水みち調査や地質調査を行っていないため、表面浸食及び法面（切岸）の崩落メカニズムの解明ができておらず、根本的な原因も明らかになっていない。また、崩落防止のための工法選定を行うには地質構成を明らかにする必要もあり、保存整備をしていくための基礎データが揃っていないことも課題として挙げられる。

最優先事項として、災害復旧が急務であるが、近年頻発する集中豪雨や大型台風の影響により、今後においても他の地点で斜面崩落が起きることが考えられるため、表面浸食及び法面（切岸）の崩落メカニズムの解明や雨水排水による法面崩壊防止に係る基礎データの収集と保存整備のための具体的な対策を検討する必要がある。

ii) 潮流・波浪・航跡波による海岸浸食

本史跡の保存を脅かす要因の二つ目として、本史跡の特徴でもある激しい潮流と波浪による海岸部の浸食と崩壊が挙げられる。最大10ノット（時速約18km）にもなる潮流が6時間おきにその流れを変え、長い年月をかけて岩礁及び岩礁ピットを少しずつ浸食している。また、台風時の高潮は、岩礁の裾をえぐり、オーバーハング地形を形成する。岩礁裾の浸食と、第一の要因である

雨水排水とが相まって、斜面の大崩壊を招くと考えられる。平成30年7月豪雨で被害を受けた船だまりではオーバーハングした部分に土のうを充填するなど対策を行ったが、今後はその対策の強化が必要である。

干満、高潮は自然現象であるためやむを得ない部分もあるが、新たな問題として、漁船や貨物船などが通過する際に発生する航跡波の影響が挙げられる。近年では、本史跡周辺の海上において船の高速化や大型化により波高が増大している状況である。

波が収斂される湾部については、既に消波捨石などを備えて対処しているが、範囲が限定的であり、岩礁全体を保護することはできていない。しかし、全面的に消波のための施設を整備するには、莫大な費用がかかると同時に、史跡景観及び自然景観に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、漁場に対しても問題が生じるため、適切な手法の検討が必要である。なお、工法の検討、選定にあたっては、事前に海水面以下の岩礁の地形測量を行うなどの現況把握も必要である。



大型岩礁ピットの浸食状況



鯛崎島のオーバーハング地形

iii) 樹木による遺構の破壊及び景観阻害

本史跡には、昭和6（1931）年から断続的に植樹されたソメイヨシノが生育しており、それが本史跡の保存を脅かす要因のひとつになっている。このソメイヨシノの多くは、郭の縁辺部に植樹されており、伸びた根が地盤に凹凸を形成することによって水みちを形成し、そこを雨水が集中的に流入することで郭や切岸及び天然の崖の崩落を招く原因となっていると考えられている。また、これまでに行われた発掘調査によって、ソメイヨシノの根により遺構が破壊されている状況も明らかとなった。この他、点在するクヌギ等の高木や枯損木も切岸及び天然の崖の崩落を招く原因になっているものもある。

また、ソメイヨシノは長年「能島のサクラ」として親しまれてきたものの、城跡としての価値の理解を妨げているとともに、てんぐ巣病やこうやく病に罹り、寿命も近い状況となっている。さらに、ソメイヨシノ以外の高木や枯損木も点在しているなど、本史跡内に生育する樹木は、史跡としての景観を阻害していると言える。このように本史跡に生育している樹木は、遺構保存に大きな影響を与えているだけでなく、城跡という史跡としての景観の阻害要因となっている。このように植生対策は、植物そのものによる悪影響も確認されている上、雨水対策を進めていく上において障害にもなっているため、早急に対策が必要である。

こうした状況を受けて今治市は、切岸及び天然の崖の崩落等に繋がる樹木の伐採を段階的に行っている。整備を行うにあたり、全面的な伐採をしていくためには、どの樹木がどのように影響を及ぼしているのかを検証する必要があるとともに詳細な毎木調査を行う必要がある。また、ソメイヨシノの取扱いについては、国立公園第一種特別地域であることから関係機関との協議・調整が必要であるとともに、「能島のサクラ」として長年親しまれてきた経緯もあるため、地域住民との合意形成が必要である。

iv) 本史跡の維持管理

本史跡の維持管理の現状としては、平成 25 年度～平成 30 年度にかけて雑木の伐採を行った。その後、平成 28 年度から発芽する芽の刈り取りと草刈りを業者委託によって行っている。また、清掃や見回りに関しては、本史跡へのアクセス面の問題から、その頻度も年に数回、担当者が行うのみとなっている。維持管理を行っている人数も限られていることから、地元住民との協力体制を築いていく必要がある。



南部平坦地の石積の破損状況

さらに、本史跡はその特殊な立地環境から、防災・防犯などの監視の目が届きにくい状況にある。また、現在、本史跡内に監視カメラ等の整備がなされておらず、ソフト面、ハード面とも防犯対策が出来ていない。実際に南部平坦地の石積の破損が確認されているなど、防犯や侵入にかかる管理上の課題にも対策を検討していく必要がある。

(2) 活用のための現状と課題

本史跡の本質的価値を直接体感するには、本史跡を訪れ、上陸することが基本であるため、活用上、積極的な上陸手段の確保が不可欠である。また、本史跡についての情報発信や本史跡に関するさまざまな活用方法などについても十分とは言えない。これらを踏まえて、以下に活用の現状と課題を示す。

i) 史跡へのアクセス

現在、本史跡へ渡航するための定期航路はなく、上陸する手段としては、市主催のイベントに参加するか、休日の「上陸&潮流クルーズ」、もしくは個人で船舶をチャーターするのみに限られている。また、本史跡への海上のアクセス路は住民の生活航路でもあることから来訪者は本史跡に容易に訪れることが出来ない状況である。上記のような状況から、現地に上陸するための取り組みや積極的なアナウンス、アクセス整備が出来ていない状況であるため、本史跡に上陸するための安定した船の就航の確保が最も大きな課題である。



接岸施設（能島）

現在、能島及び鯛崎島両島には、上陸のための接岸施設が整備されている。能島の接岸施設は固定栈橋に仮設の浮栈橋が付属しているが、固定栈橋及び仮設の浮栈橋が劣化し、一部破損している状況である。今後本史跡を活用していくためには、常時上陸できる施設とする必要があるため、固定栈橋の劣化対策を講じるとともに仮設浮栈橋を適切な浮栈橋に整備し直す必要がある。



接岸施設（鯛崎島）

一方、鯛崎島の接岸施設については、固定栈橋のみで浮栈橋が整備されておらず、干潮時には船舶と固定栈橋との間に高低差ができるため上陸できない状況である。鯛崎島については、現状で破損した場合に修復等の措置を講じる必要があるとともに、今後、限定的な公開活用を行う場合、浮栈橋の整備が必要になる。

ii) 遺構表示

発掘調査によって本史跡の本質的価値を示す様々な遺構が検出された。しかし、それらの遺構は、現在埋め戻されているため直接見ることはできない。本史跡の本質的価値を現地で体感するためには、それらの遺構が視覚的に分かりやすいような整備を行う必要がある。

また、海岸部分には本史跡の本質的価値のひとつである岩礁ピットや海蝕テラスのような特徴的な遺構が存在しているが、どのような機能を有していたものなのか、来訪者に理解しづらい状態となっている。そのため、岩礁ピットに木柱を設置して機能復元の表示を行う等、視覚的な解説の工夫が必要である。



村上海賊ミュージアムにおける
機能復元表示状況

iii) 園路整備

本史跡内には、既設園路として、木製階段及び横木丸太による階段が整備されているが、老朽化や破損、土砂による埋没等が発生している。このような状況は、来訪者が散策する際に危険な状態である。また、本史跡の各郭へアクセスするためには、地形的に階段である必要があるため、風土に合った耐久性の高い素材を検討しつつ、景観に配慮したものに更新するなど、来訪者が安全に散策できるような園路整備を行う必要がある。

また、これまでの発掘調査によって、往時の登城路（通路状遺構）と考えられる遺構を検出している。しかし、既設園路と通路状遺構は位置がずれているため、通路状遺構を視覚的に理解することは困難な状況となっている。本史跡の本質的価値を適切に理解するためには、発掘調査で検出した通路状遺構の位置を園路として活用することが望ましい。園路として活用することが難しい場合は、視覚的に理解できるような整備を検討する必要がある。



園路（南部平坦地～郭IV）



園路（郭II～郭IV）



園路（郭IV～東部海岸）



園路（郭III～船だまり）



園路（郭II～郭V）



木製階段（郭II～郭V）の破損状況



園路（鯛崎島）



通路状遺構（船だまり斜面）



通路状遺構（郭Ⅱ南区下）

iv) 解説サイン

本史跡の解説サインが能島の南部平坦地及び鯛崎島に設置してあるが、設置当初のまま内容の更新や改修等が行われていないため、老朽化や劣化が進んでいるとともに、記載内容についても発掘調査成果を反映したものとなっていない。また、南部平坦地の解説サインの設置位置は、栈橋から上陸してすぐ目に付く場所に設置されていないため、見学動線と整合した適切な場所に設置する必要がある。さらに、鯛崎島の解説サイン（石碑）は、史跡整備に伴う整備でないことからデザインの統一が図れていない。



解説サイン（能島）

このほか、鯛崎島にある祠や地蔵について、本史跡の本質的価値とは関係のない施設である旨を記載したサイン等がないため、来訪者に対して正しい情報伝達が出来ていない。このような状況から、適切な位置に適切な解説サインを整備する必要がある。



石碑（鯛崎島）

また、史跡指定地内に岩礁ピットや海蝕テラスのような海岸部の遺構や各郭の各遺構の解説サイン等が設置されていない。そのため、海岸部の遺構や各郭の各遺構の解説サインを適所に設置する必要がある。さらに、現状では誘導サインも整備されていないため、全体計画に基づき見学動線を考慮した誘導サインを適所に設置する必要がある。

このほか、史跡指定地外ではあるが、日本遺産の幸賀屋敷跡や水場などの周辺の村上海賊関連遺跡群にも統一仕様の解説サインの整備が必要である。

v) 安全対策、便益施設

本史跡の各郭の縁辺部等には、転落防止の柵等の設置がなく簡易的なロープ柵が設置されているのみで、転落防止措置が十分に図られていない。見学動線及び公開範囲に則した安全対策の必要性を検討する必要がある。

便益施設については、前節で述べたとおり、便所や四阿、ベンチなどが整備されている。南部平坦地に設置されている汲み取り式の便所は、水洗機能が故障しているなど施設全体が老朽化している。郭Ⅲ南側に整備された四阿は、施設全体が老朽化しているうえ、往時の復元建物と誤認される可能性がある。この他、郭ごとに擬木コンクリート製のベンチとスチール製のベンチが設置されているが、コンクリート製のベンチは老朽化しており、スチール製のものは景観に馴染んでいない。史跡景観に配慮した統一デザインの便益施設に整備していく必要がある。



便所



四阿



ベンチ (擬木)

vi) 歴史的建造物の撤去及び更新への対策

鯛崎島には、地域伝承に関わる文化財等が残っている。市指定有形文化財の木造弁才天坐像台座には、「□永20年」との銘文があり、坐像の型式から見ておそらく寛永20(1643)年の作と推定される。地元では「ベンテンサン」と呼ばれており、旧暦の6月24日はベンテンサンの日となっており、現在でもその信仰が続いている。また、木造弁才天坐像は現在、鯛崎島に祀られている祠の内部に安置されているが、祠自体は平成10(1998)年に再建されたものであり、記録からは少なくとも3代目以降の建物であることが分かっている。



木造弁才天坐像

さらに、地域伝承である「クジラのお礼参り」に登場する地蔵(「鯨地蔵(鯛崎地蔵)」)が、鯛崎島に祀られている。

上記、木造弁才天坐像、祠、地蔵は地域伝承に関わる歴史的建造物であるが、本史跡の本質的価値と直接関係しないものである。現状、本史跡の本質的価値に直接関係しない施設であることを明示した解説サイン等が設置されていないため、本史跡の正しい理解を妨げる恐れがある。

さらに、鯛崎島には、五輪塔の部材を積み上げた石造物が4基残されているが、その石造物の年代特定には至っておらず、その時期は不明であり、また、島外から持ち込まれたとの伝承があるため、指定地外への移転を検討する必要がある。



祠



地蔵



石造物

vii) 村上海賊ミュージアムとの連携

現在、本史跡の調査研究、情報発信拠点としての役割を担っている村上海賊ミュージアムでは、本史跡から出土した遺物や調査成果の展示、シンポジウムやイベントの開催などを積極的に行っている。本史跡の本質的価値を理解するためには、村上海賊ミュージアムでしかできない展示と本史跡の現地では体感できないことを相互に補完しあう関係として連携していくことが必要

である。

また、本史跡へのアクセス面や人材確保の問題等から、現状村上海賊ミュージアムでは、本史跡への上陸を促すような積極的なアナウンスを行うことが出来ていない。実際に「能島上陸&潮流クルーズ」と「潮流体験」の利用者数から見ると、本史跡に上陸することのできる「能島上陸&潮流クルーズ」の方が「潮流体験」に比べて利用客数が大幅に少ないことが分かる（表2）。

今後は、本史跡のガイドンス施設である村上海賊ミュージアムを見学した後、本史跡にも上陸してもらえるような取組みや体制づくりをしていくとともに、本史跡の調査成果の進展や整備状況に応じた展示を行うなど、必要に応じて展示リニューアルを行い、村上海賊ミュージアムと本史跡とを一体的に取り組みを推進していく必要がある。

表2：潮流体験及び村上海賊ミュージアムの利用者数

能島上陸&潮流クルーズ		潮流体験	
年度	利用者数	年	利用者数
平成28年	約2,500人	平成28年	約22,000人
平成29年	約2,000人	平成29年	約23,000人
平成30年	※約800人	平成30年	約21,500人

※能島上陸&潮流クルーズは平成30年7月以降は災害復旧工事の影響で中止となっている。

村上海賊ミュージアム				
年度	入館者数	県内	県外	海外
平成28年	77,351人	22.0%	77.0%	1.0%
平成29年	78,234人	21.0%	78.0%	1.0%
平成30年	68,673人	22.0%	76.5%	1.5%

viii) ビューポイントの整備

本史跡は、村上海賊ミュージアムをはじめ、大島の各所からその姿を眺望することができる。本史跡を最も俯瞰的に眺望することができる施設としては「カレイ山展望台」が挙げられる。

「カレイ山展望台」には、眺望サインが整備されているが、史跡名称や本史跡の概要を示す解説が記載されておらず、本史跡の本質的価値の周知や魅力発信ができていない。また、「カレイ山展望台」のみならず、本史跡を眺望できる大島の各所に本史跡の眺望解説サインの設置を検討する必要がある。主な眺望地点としては、村上海賊ミュージアムや鶏小島キャンプ場、水場跡、宮窪港のほか大島内の幹線道路が挙げられる。



カレイ山展望台からの眺望



カレイ山展望台の眺望サイン



村上海賊ミュージアムからの眺望